

男鹿市条例第15号

温浴ランドおが及び若美温泉保養施設における入湯税の課税の特例に
関する条例

令和5年7月14日から大雨により大規模な断水が発生したことから、入湯客が温浴ランドおが及び若美温泉保養施設に入湯する場合には、令和5年7月16日から令和5年7月31日まで、男鹿市入湯税条例（平成17年男鹿市条例第51号）第2条の規定にかかわらず入湯税を課さない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。